

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」新旧対照表

1. 弊害防止措置の適用除外承認に係る証券会社等を指定する告示等に伴う改正

現 行	改 正 後
<p data-bbox="192 373 1079 504">7 - 1 法第45条ただし書の規程に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について</p> <p data-bbox="206 576 427 608">7 - 1 - 1 (略)</p> <p data-bbox="206 663 1095 738">7 - 1 - 2 法第45条ただし書の承認に基づく内部管理に関する業務の遂行における基本原則及び承認に当たっての基本理念</p> <p data-bbox="206 751 1099 1267">本来、内部管理に関する業務は証券会社等（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の2第1項に規定する証券会社等をいう。7 - 1 - 2 及び7 - 1 - 3 において同じ。）にとって業務の健全性を確保する上で重要な業務であること、また、<u>法令により証券会社による銀行業及び銀行による証券業は原則禁止されていることにかんがみ</u>、それぞれ証券会社等において当該業務が独立し、かつ、適切に遂行される必要がある。よって、当該業務の遂行に当たって情報等を共有し、グループ内での内部管理に関する業務を強化しようとする場合には、情報等の共有による弊害を明確に防止し、あくまでも証券会社等における内部管理に関する業務が厳格に行なわれることが原則である。この原則が堅持されつつ、証券会社等の法令遵守及びリスク管理等が厳格に実行される場合には、法第45条が要求している弊害防止確保の観点から、「公益又は投資者保護上支障がない」とものと考えられる。</p> <p data-bbox="206 1366 1095 1441">7 - 1 - 3 法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に基づく審査に当たっての留意事項</p>	<p data-bbox="1133 373 2020 504">7 - 1 法第45条ただし書の規程に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について</p> <p data-bbox="1146 576 1368 608">7 - 1 - 1 (略)</p> <p data-bbox="1146 663 2036 738">7 - 1 - 2 法第45条ただし書の承認に基づく内部管理に関する業務の遂行における基本原則及び承認に当たっての基本理念</p> <p data-bbox="1146 751 2040 1310">本来、内部管理に関する業務は証券会社等（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の2第1項に規定する証券会社等をいう。7 - 1 - 2 及び7 - 1 - 3 において同じ。）にとって業務の健全性を確保する上で重要な業務であること、また、<u>法令により証券会社による銀行業及び銀行による証券業が原則禁止されているなど、証券会社等による一定の業務に制限が課されていることにかんがみ</u>、それぞれ証券会社等において当該業務が独立し、かつ、適切に遂行される必要がある。よって、当該業務の遂行に当たって情報等を共有し、グループ内での内部管理に関する業務を強化しようとする場合には、情報等の共有による弊害を明確に防止し、あくまでも証券会社等における内部管理に関する業務が厳格に行なわれることが原則である。この原則が堅持されつつ、証券会社等の法令遵守及びリスク管理等が厳格に実行される場合には、法第45条が要求している弊害防止確保の観点から、「公益又は投資者保護上支障がない」とものと考えられる。</p> <p data-bbox="1146 1366 2036 1441">7 - 1 - 3 法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に基づく審査に当たっての留意事項</p>

法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3第1項各号に掲げる基準の審査にあたっては、同令第11条の2第3項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。

(1) 法令遵守管理に関する業務

内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

イ. ~ハ. (略)

ニ. 法務コンプライアンス部門が下記の役割及び権限を明確に有しており、当該役割及び権限が厳格に実行されると認められること。

a. b (略)

c 証券会社等の業務に関しレピュテーション・リスク（証券会社等が有する社会的評価及び金融市場における信用が傷つくリスクをいう。

）及び企業倫理の観点からの事前チェック及び事前検討に参与することができる権限。

(略)

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記の内容、法令遵守管理に関する業務の方法及び証券会社等における全ての業務に係る法令等遵守における責任体制（営業部門と法務コンプライアンス部門との間における、法令等遵守に関する責任分担を含む）に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること

イ. 非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置

法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3第1項各号に掲げる基準の審査にあたっては、同令第11条の2第3項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。

(1) 法令遵守管理に関する業務

法令遵守管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

イ. ~ハ. (略)

ニ. 法務コンプライアンス部門が下記の役割及び権限を明確に有しており、当該役割及び権限が厳格に実行されると認められること。

a. b (略)

c 証券会社等の業務に関しレピュテーション・リスク（証券会社等が有する社会的評価及び金融市場における信用が傷つくリスクをいう。

）及び企業倫理の観点からの事前検討及び事後チェックに参与することができる権限。

(略)

法令遵守管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記の内容、法令遵守管理に関する業務の方法及び証券会社等における全ての業務に係る法令等遵守における責任体制（営業部門と法務コンプライアンス部門との間における、法令等遵守に関する責任分担を含む。）に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

(削除)

が講じられていること。

ロ．法務コンプライアンス部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられていること。

ハ．承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ．証券会社等の経営責任者に対して、法令等遵守管理目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらぬことに留意する（ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。）。

一 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

イ．営業部門からの独立性の確保として、法的判断等に関して法務コンプライアンス部門に従事する者の判断が営業部門の判断に対して必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。

ロ．指揮命令系統に拘わらず、全ての部門等に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置にあたっては法務コンプライアンス部門は独立の権限を有していること。

ハ．営業部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこと。

(2) 損失の危険の管理に関する業務

内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

（略）

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記 の内容及びリスク管理業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

一 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること

（削除）

(2) 損失の危険の管理に関する業務

損失の危険の管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

（略）

損失の危険の管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記 の内容及びリスク管理業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

（削除）

イ．非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。

ロ．リスク管理部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられていること。

ハ．承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ．証券会社等の経営責任者に対して、リスク管理目的で非公開情報を提供するには非公開情報の漏洩にあたらぬことに留意する（ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。）。

ホ．証券会社等の保有するインサイダー情報が証券会社等の営業部門に使用されないよう厳格な管理がなされていること（法務コンプライアンス部門が（1）により承認を受けた場合は除く。）。

ヘ．与信審査を行う部門を経由して営業部門に非公開情報が提供されることを的確に防止していること。

内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

（削除）

イ．営業部門からの独立性の確保として、リスク管理部門に従事する者が営業部門に対して的確な牽制権限を有していること。

ロ．営業を行う部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこと

。

（略）

（略）

— なお、市場リスク、信用リスク及びオペレーティング・リスクのそれぞれが別々の部門によって管理される場合には、個別の部門ごとに審査することに留意する。また、この場合、個別のリスク管理の部門ごとに責任者が明確にされている必要があることに留意する。

— なお、市場リスク、信用リスク及びオペレーティング・リスクのそれぞれが別々の部門によって管理される場合には、個別の部門ごとに審査することに留意する。また、この場合、個別のリスク管理の部門ごとに責任者が明確にされている必要があることに留意する。

(3) 内部監査及び内部検査に関する業務

内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成

(3) 内部監査及び内部検査に関する業務

内部監査及び内部検査に関する業務を公正かつ的確に遂行することがで

及び業務運営体制を有していること

(略)

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されていること

上記の内容に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること

イ. 非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。

ロ. 内部監査部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置(守秘義務規定の整備及び資料管理等)が講じられていること。

ハ. 承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ. 証券会社等の経営責任者に対して、内部監査及び内部検査の報告及び営業部門への牽制の目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらぬことに留意する(ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。)

内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること
営業部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこと。

(4) 財務に関する業務

内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

(略)

きる人的構成及び業務運営体制を有していること

(略)

内部監査及び内部検査に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されていること

上記の内容に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

(削除)

(削除)

(4) 財務に関する業務

財務に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

(略)

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記 の内容及び財務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

— 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること

イ．非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。

ロ．財務部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられていること。

ハ．承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ．証券会社等の経営責任者に対して、財務管理目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらぬことに留意する（ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。）。

— 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

イ．財務に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に財務に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。

ロ．営業部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこと。

(5) 経理に関する業務

内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

イ．証券会社等それぞれにおける損益の管理、収益性(資本に対する収益性を含む。)の分析及び管理、費用及び予算の管理、金銭の支払、財務

財務に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記 の内容及び財務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

(削除)

(削除)

(5) 経理に関する業務

経理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

イ．証券会社等それぞれにおける損益の管理、収益性(資本に対する収益性を含む。)の分析及び管理、費用及び予算の管理、財務諸表の作成等

諸表の作成等を行う経理に関する業務を担当する部門（以下、「経理部門」という。）について、証券会社等の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。

（略）

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記 の内容及び経理に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること

イ．非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。

ロ．経理部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられていること。

ハ．承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ．証券会社等の経営責任者に対して、経理に関する報告目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらないことに留意する（ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。）。

内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

イ．営業部門からの独立性の確保として、経理に関する業務に従事する者が営業部門に対して資本の配分のモニタリング及び費用に対する収益性のモニタリング等を行う的確な権限を有していること。

ロ．営業部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこと。

を行う経理に関する業務を担当する部門（以下、「経理部門」という。）について、証券会社等の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。

（略）

経理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記 の内容及び経理に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

（削除）

（削除）

(6) 税務に関する業務

内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

(略)

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されていること

上記 の内容及び税務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること

イ. 非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。

ロ. 税務部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置(守秘義務規定の整備及び資料管理等)が講じられていること。

ハ. 承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ. 証券会社等の経営責任者に対して、取引の税務会計上の適格性の確保の目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらないことに留意する(ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。)

内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

イ. 営業部門からの独立性の確保として、税務判断に関して税務に関する業務に従事する者の判断が営業部門の判断に必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。

ロ. 営業部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこと。

(6) 税務に関する業務

税務に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

(略)

税務に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されていること

上記 の内容及び税務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

(削除)

(削除)

— 当該業務を法務コンプライアンス部門又は経理部門が担当する場合には、上記(1)又は(5)の審査にあたっては、(6)に掲げる基準をも併せて審査するものとする。

(新規)

— 当該業務を法務コンプライアンス部門又は経理部門が担当する場合には、上記(1)又は(5)の審査にあたっては、(6)に掲げる基準をも併せて審査するものとする。

(7) 内部管理に関する業務を行う各部門

— 内部管理に関する業務を行う各部門から非公開情報（他の証券会社等の発行者又は顧客に関する非公開情報をいう。以下、この項及び次項において同じ。）が漏洩しない措置が的確に講じられていること

イ．非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。

ロ．内部管理に関する業務を行う各部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられていること。

ハ．承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。

ニ．証券会社等の経営責任者に対して、内部管理目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらぬことに留意する（ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。）。

ホ．証券会社等の保有するインサイダー情報が証券会社等の営業部門に使用されないよう厳格な管理がなされていること（法務コンプライアンス部門が（1）により承認を受けた場合は除く。）。

ヘ．与信審査を行う部門を経由して営業部門に非公開情報が提供されることを的確に防止していること。

— 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

イ．法的判断等に関して法務コンプライアンス部門に従事する者の判断が営業部門の判断に対して必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。

ロ．指揮命令系統に拘わらず、全ての部門等に対して法令等違反の認定及

(7) (1)から(6)に掲げる事項を審査するにあたっての留意事項
(略)

証券会社等の一の内部管理に関する業務の責任者が同一の法人における他の内部管理に関する業務の責任者を兼ねようとする場合又は、一の証券会社等の内部管理に関する業務の責任者が他の証券会社等の当該業務の責任者を兼ねようとする場合には、当該業務の独立した責任者を置く必要があるが、当該独立した責任者は内部管理に関する業務を統括する責任者（以下、「管理部門統括責任者」という。）として当該業務それぞれの職員の職務を統括するとともに、証券会社等それぞれにおいて当該業務が的確に運営され、かつ、当該業務それぞれの営業部門に対する牽制機能が実効的に働くことの責任及び権限を明確に有することが必要であることに留意する。

証券会社等の内部管理の強化を図る目的で、証券会社等の役職員（兼職者も含む）が出席する合議機関を置く場合には、当該合議機関において、非公開情報の授受が行なわれないことが不明確な場合には、法第45条に抵触するおそれがあり、また、証券会社と銀行(以下「銀行等」という。)の役職員が同席する場合は当該銀行等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としていることが不明確である場合

び当該法令等違反行為への改善措置にあたっては法務コンプライアンス部門は独立の権限を有していること。

ハ．リスク管理部門に従事する者が営業部門に対して的確な牽制権限を有していること。

ニ．財務に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に財務に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。

ホ．経理に関する業務に従事する者が営業部門に対して資本の配分のモニタリング及び費用に対する収益性のモニタリング等を行う的確な権限を有していること。

ヘ．税務判断に関して税務に関する業務に従事する者の判断が営業部門の判断に必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。

ト．営業部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこと。

(8) (1)から(7)に掲げる事項を審査するにあたっての留意事項
(略)

証券会社等の一の内部管理に関する業務の責任者が他の証券会社等の当該業務の責任者を兼ねようとする場合には、当該業務の独立した責任者を証券会社等それぞれに置く必要があるが、当該独立した責任者は内部管理に関する業務を統括する責任者（以下、「管理部門統括責任者」という。）として当該業務それぞれの職員の職務を統括するとともに、証券会社等それぞれにおいて当該業務が的確に運営され、かつ、当該業務それぞれの営業部門に対する牽制機能が実効的に働くことの責任及び権限を明確に有することが必要であることに留意する。

証券会社等の内部管理の強化を図る目的で、証券会社等の役職員（兼職者も含む。）が出席する合議機関を置く場合には、当該合議機関において、非公開情報の授受が行なわれないことが不明確な場合には、法第45条に抵触するおそれがあり、また、証券会社と銀行(以下「銀行等」という。)の役職員が同席する場合は当該銀行等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としていることが不明確である場

には、当該合議機関の開催は法第65条違反のおそれがあることに留意する。このような合議機関を設置している証券会社に対しては、少なくとも当該機関の設置の目的を明記した社内規則や当該会議の議事録等について適宜説明を求め、必要がある場合には法第59条第1項に基づく報告徴求を行うものとする。

ただし、証券会社等において当該合議機関が内部管理に関する業務を遂行する一環の会議として非公開情報の授受を行うために法第45条ただし書に基づく承認申請があった場合には、遂行しようとする当該業務の一環として当該業務の統合に係る承認条件に従って審査するものとする。この場合、当該業務一般について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3の規定に基づいて審査をした上で、当該合議機関についての審査にあたっては、同条第1号に規定する「内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる業務運営体制」については、()十分な牽制機能と法令等遵守の責任を負っている等、上記(1)の基準を満たす法務コンプライアンス部門の責任者が必ず出席し、当該合議機関での議事が法令等違反とならないような具体的措置を講じているか、()同合議機関においては、証券会社等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としているかどうか、()当該合議機関の設置について合理性があると認められるか、()個別の営業部門若しくは個別の取引・案件等の担当者及び責任者（証券会社等の経営を担う地位にある者（外国証券会社等においては支店長を含む。）で実質的に営業に従事している者を含む。）が出席することはなく、承認を受けた内部管理に関する業務の責任者に加え証券会社等の経営責任者（外国証券会社については、その実質的な本店から当該適格性の確認書の提出を求める。）のみが出席しているかどうか、について、また、同条第2号に規定する「内部管理に関する業務を遂行するための社内規則」としては、上記()～()を確保するとともに、当該合議機関の決定についての責任分担等を明確にした社内規則が規定されているかどうかについて、審査するものとする。また、同条第3号及び第4号に規定する「非公開情報の漏洩防止」及び「営業を行う部門からの独立」については、法令等違反、事前に策定されている明確な社

合には、当該合議機関の開催は法第65条違反のおそれがあることに留意する。このような合議機関を設置している証券会社に対しては、少なくとも当該機関の設置の目的を明記した社内規則や当該会議の議事録等について適宜説明を求め、必要がある場合には法第59条第1項に基づく報告徴求を行うものとする。

ただし、証券会社等において当該合議機関が内部管理に関する業務を遂行する一環の会議として非公開情報の授受を行うために法第45条ただし書に基づく承認申請があった場合には、遂行しようとする当該業務の一環として当該業務の統合に係る承認条件に従って審査するものとする。この場合、当該業務一般について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3の規定に基づいて審査をした上で、当該合議機関についての審査にあたっては、同条第1号に規定する「内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる業務運営体制」については、()十分な牽制機能と法令等遵守の責任を負っている等、上記(1)の基準を満たす証券会社等それぞれにおける法務コンプライアンス部門の責任者（管理部門統括責任者を含む。）の全員（一の証券会社等の法務コンプライアンス部門の責任者が他の証券会社等の当該部門の責任者を兼ねている場合は当該者。）が必ず出席し（やむを得ない事情により出席できない場合は、当該責任者があらかじめ指定する法務コンプライアンス部門の他の職員であって、当該責任者と同等の十分な牽制機能と法令遵守の責任を果たせる者が必ず出席するものとする。）、当該合議機関での議事が法令等違反とならないような具体的措置を講じているか、()同合議機関においては、証券会社等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としているかどうか、()当該合議機関の設置について合理性があると認められるか、()個別の営業部門若しくは個別の取引・案件等の担当者及び責任者（証券会社等の経営を担う地位にある者（外国証券会社等においては支店長を含む。）で実質的に営業に従事している者を含む。）が構成員として参加することはなく、承認を受けた内部管理に関する業務の責任者に加え証券会社等の経営責任者（外国証券会社等については、その実質的な本店から当該適格性の確認書の提出を求める。）のみが当該合議機

内規則違反及びリスク管理上重大な問題となる可能性がある取引等に対して拒否するための会議であるかを審査するものとし、当該合議機関に経営責任者が同席する場合には、当該経営責任者が実質的に営業に従事している者かどうかを含め具体的な漏洩防止措置及び責任者の独立性の確保について厳格に審査する必要があることに留意する。

(略)

リスク管理業務の一環として証券会社における有価証券の引受を審査する部門と銀行における法務コンプライアンス部門及び与信の審査を行っている部門との間においての法第45条ただし書の承認申請があった場合には、非公開情報の営業を行う部門への漏洩の禁止及び法65条の趣旨から承認を行わないことに留意する。

銀行と証券会社の間(持株会社経由を含む。)でリスク管理部門において(2)の承認を受けて非公開情報の授受が行われており、銀行が保有する非公開情報を当該証券会社のリスク管理部門に供与することにより、当該証券会社の顧客についてリスクの評価及び判断を行っている際に、当該証券会社が通常の取引の条件と著しく異なる条件で当該顧客と取引を行っている場合には、非公開情報が営業部門に漏洩している疑いがあることに留意する。

(新規)

(略)

関の構成員とされているかどうか、について、また、同条第2号に規定する「内部管理に関する業務を遂行するための社内規則」としては、上記()～()を確保するとともに、当該合議機関の決定についての責任分担等を明確にした社内規則が規定されているかどうかについて、審査するものとする。また、同条第3号及び第4号に規定する「非公開情報の漏洩防止」及び「営業を行う部門からの独立」については、法令等違反、事前に策定されている明確な社内規則違反及びリスク管理上重大な問題となる可能性がある取引等に対して拒否するための会議であるかを審査するものとし、当該合議機関に経営責任者が同席する場合には、当該経営責任者が実質的に営業に従事している者かどうかを含め具体的な漏洩防止措置及び責任者の独立性の確保について厳格に審査する必要があることに留意する。

(略)

証券会社における有価証券の引受を審査する部門(発行者の提出する有価証券届出書等開示書類に係る審査を行う部門をいう。)と銀行における法務コンプライアンス部門及び与信の審査を行っている部門との間においての法第45条ただし書の承認申請があった場合には、非公開情報の営業を行う部門への漏洩の禁止及び法65条の趣旨から承認を行わないことに留意する。

証券会社等のリスク管理部門において(2)の承認を受けて非公開情報の授受を行い、証券会社等それぞれの顧客についてリスク評価及び判断を行っている場合に、証券会社等いずれかにおいて通常の取引の条件と著しく異なる条件で当該顧客と取引を行っている場合には、非公開情報が営業部門に漏洩している疑いがあることに留意する。

法第45条ただし書の承認を得て内部管理に関する業務を行う各部門間において非公開情報の授受が行われている場合でも、承認を受けていない部門への他の証券会社等の当該非公開情報の漏洩は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号に抵触するものであることに留意する。

(略)

7 - 1 - 4 外国証券会社への適用

7 - 1 - 1 から 7 - 1 - 3 は外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する証券取引法第45条ただし書の承認について準用する。

(略)

7 - 4 証券会社に関する内閣府令第15条及び第18条の解釈について

(1) 証券会社に関する内閣府令第15条第1号及び第18条第1号に規定する「証券業の遂行のための業務」とは、証券業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。

～ (略)

証券会社への労働者派遣業務及び人事に関する文書作成等事務的補助業務

(略)

(2) 証券会社に関する内閣府令第15条第3号及び第18条第3号に規定する「専ら当該証券会社又は当該証券会社及び当該証券会社の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない(1)に掲げる業務(を除く。)をいう。ただし、内部管理に関する業務のうち経営管理上の判断を伴う業務と密接な形態(作業内容の物理的・時間的関連の程度が高い形態等)で行う場合には経営管理上の判断を伴う業務とみなす(証券会社の行為規制等に関する命令第11条の3の承認を受けて行う必要がある。)ことに留意する。

なお、(1) については「コンピューター関連業務(システム 開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等)」と、 については「有価証券の保管、整理等に関する業務(親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。)」と、 については「名義書換の取次業務(親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。)」と、 については「証券会社及び

7 - 1 - 4 外国証券会社への適用

7 - 1 - 1 から 7 - 1 - 3 は外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する証券取引法第45条ただし書の承認について準用する。

(略)

7 - 4 証券会社に関する内閣府令第15条及び第18条の解釈について

(1) 証券会社に関する内閣府令第15条第1号及び第18条第1号に規定する「証券業の遂行のための業務」とは、証券業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。

～ (略)

人事(証券会社への労働者の派遣に関する業務を含む。)に関する文書作成等事務的補助業務

(略)

(2) 証券会社に関する内閣府令第15条第3号及び第18条第3号に規定する「専ら当該証券会社又は当該証券会社及び当該証券会社の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない(1)に掲げる業務(を除く。)をいう。

なお、(1) については「コンピューター関連業務(システム 開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等)」と、 については「有価証券の保管、整理等に関する業務(親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。)」と、 については「名義書換の取次業務(親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。)」と、 については「人事(証券会

親法人等若しくは子法人等への労働者派遣業務及び人事に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。

(3) (1)の（発送及び配達業務は除く。）、のデータの保管管理及びからまでの業務は当該証券業及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は証券会社に関する内閣府令第15条第1号及び第3号若しくは第18条第1号及び第3号に規定する会社に外部委託できることが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。

また、証券会社が(1)又は(2)の業務以外の業務のうち証券業に関連する業務を他の会社に委託する場合には、合理的な理由がある場合を除き、証券業を遂行する上で、2-1-5(1)の体制整備が確保されているか疑義があることに留意する。証券会社が上記(2)の業務を受託する場合には、上記(2)の業務のうち、、及びに掲げる業務を除き法第34条第4項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する（なお、7-1-4(7)に留意する。）。

(略)

社及び親法人等若しくは子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。

(3) (1)の（発送及び配達業務は除く。）、のデータの保管管理及びからまでの業務は当該証券業及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は証券会社に関する内閣府令第15条第1号及び第3号若しくは第18条第1号及び第3号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。

また、証券会社が上記(2)に掲げる業務を受託する場合、、及びからの業務については、法第34条第4項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する（なお、7-1-3(8)に留意する。）。

(略)